

国立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正（案）について

改正理由： 妊娠中の職員等の母体保護及び育児を行う職員の福祉の増進のため所要の整備を行う。

改 正 (案)	現 行
<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(超過勤務、深夜及び休日の勤務)</p> <p>第14条 業務上必要がある場合には、労基法第36条第1項の規定に基づく労使協定により、職員に対し、所定の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により勤務を命じた時間が勤務時間を通算して8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>3 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であって、第1項の時間を短いものとするを申し出た者の勤務時間を超える勤務については、第1項の労使協定で別に定めるものとする。</p> <p>4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であって、請求のあった者については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。</p> <p><u>5 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員であって、請求のあった者については、所定の勤務時間を超える勤務、休日の勤務及び午後10時から午前5時までの間の勤務に従事させない。</u></p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 特別休暇は、別表第3に掲げる事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、同表に掲げる期間とする。</p>	<p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(超過勤務、深夜及び休日の勤務)</p> <p>第14条 業務上必要がある場合には、労基法第36条第1項の規定に基づく労使協定により、職員に対し、所定の勤務時間を超える勤務又は休日の勤務を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により勤務を命じた時間が勤務時間を通算して8時間を超えるときは、1時間の休憩時間（勤務時間中に置かれる休憩時間を含む。）を勤務時間の途中に置くものとする。</p> <p>3 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であって、第1項の時間を短いものとするを申し出た者の勤務時間を超える勤務については、第1項の労使協定で別に定めるものとする。</p> <p>4 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員であって、請求のあった者については、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間の勤務には従事させない。</p> <p style="text-align: center;">〔省略〕</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第25条 特別休暇は、別表第3に掲げる事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、同表に掲げる期間とする。</p>

改 正 (案)	現 行
<p>別表第3 (第25条関係)</p> <p>[省略]</p> <p>九 職員の妻 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとし、2日の範囲内の期間 (1暦日ごとに分割することができる。)</p> <p>十 <u>職員の妻 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) が出産する場合であってその出産予定日の6週間前 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する職員が、これらの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間 (1暦日ごとに分割することができる。)</u></p> <p>十一</p> <p>十二</p> <p>十三</p> <p>十四</p> <p>十五</p> <p>十六</p> <p>附則 この就業規則は平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>別表第3 (第25条関係)</p> <p>[省略]</p> <p>九 職員の妻 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。) が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までとし、2日の範囲内の期間 (1暦日ごとに分割することができる。)</p> <p>十</p> <p>十一</p> <p>十二</p> <p>十三</p> <p>十四</p> <p>十五</p> <p>附則 この就業規則は平成19年4月1日から施行する。</p>